

農地法第4条・5条の届出書類一覧（市街化区域）

届 出 書 類	土地区画整理		備 考
	施行済、未施行	施行中	
届出書	2	2	
登記事項証明書(原本)	1	1	全部事項証明（法務局で発行）
案内図(付近の現況図)	1	1	住宅地図など（1/2500 程度）
公図の写し	1	1	区画整理中は従前地公図 （法務局で発行）
仮換地証明書（原本）		1	市施行は市役所 9F 都市整備課、 組合施行は各整理組合で発行
仮換地ブロック図		1	
住所履歴の公的証明書 （原本）	(1)	(1)	登記の所有者住所が現住所と異なる場合
委任状	(1)	(1)	書類の作成、補正等を代理人が行う場合
解約を証する書面	(1)	(1)	小作地の場合
その他必要な書類	(1)	(1)	届出地・届出者の状況等により必要となる書類

【注意事項】

- ・書類は、発行日から3ヶ月以内のものとします。
- ・土地改良区（木津・愛知・高貝・上条）の場合は、各事務所に転用報告をしてください。
- ・届出書の押印は不要ですが、記載内容に不備がある場合は、書類差替えとなります。
- ・受理通知書交付は届出受理日から1週間後となります。

（祝日を挟む場合は、交付日が変わります。下表参照。）

	月	火	水	木	金	土	日	月	火
通常なし	届出受理日							通知書交付日	
祝日あり	届出受理日				祝日				通知書交付日